

令和2年5月28日

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会
委員各位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会事務局
(石川労働局・石川運輸支局・(一社)石川県トラック協会)

「第9回トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会」に係る書面決議の結果について

謹啓 時下ますますご清祥のことと喜び申し上げます。

平素は、当協議会につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和2年3月25日付け「第9回トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会にかかる書面審議について」による審議及び決議にご協力を賜わり、誠にありがとうございました。委員各位からのご回答について、下記のとおり報告いたします。

謹白

記

1. 委員数及び回答数 委員数：14 回答数：10

2. 議案に対する書面審議の結果について

(1) 委員の選任について

同意：10 不同意：0

以上の結果、承認されました。

(なお、今回の審議依頼以降に事務局で承知しました、異動等による委員変更につきまして、別添委員名簿のとおりとなります。事後報告となったこととお詫び申し上げます。)

(2) 『石川県地方協議会において課題検討する「加工食品物流」について、また「ホワイト物流推進運動」について』

(3) 『石川県地方協議会において実施した荷主等に対する周知活動、要請行動などについて』

【委員からのご意見】

- 発荷主、着荷主共々に、トラック輸送産業の抱える問題点を輸送事業者だけの努力では解決できない事項が多数発生していることを理解していただく必要がある。労働局、運輸局から、発荷主及び着荷主に対しての協力要請が必要不可欠である。

- 荷役作業に対して、料金を収受する商習慣を確立したい。
荷役作業料が請求出来ない原因は、以下3点が考えられる。
 - ・長期にわたる商取引がある
 - ・荷役作業の範囲や料金が不明確
 - ・荷役作業が無償であることが、取引業者を決定する上での根拠となっている

- 輸送用パレット規格が統一されず、積み替え等の作業が発生し長時間労働の要因となっている。

※不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

【連絡先】

北陸信越運輸局石川運輸支局

輸送・監査部門 新田、嶋田

TEL 076-208-6000 (接続後「1」)